
アンビシヤス
訪問看護ステーション
利用契約書
重要事項説明書
個人情報利用同意書

訪問看護、介護予防訪問看護事業所
株式会社アンビシヤス

利用契約書

〔 〕様(以下、「利用者」といいます。)と、株式会社アンビシャス「アンビシャス訪問看護ステーション」(以下、「事業者」といいます。)とは、訪問看護及び介護予防訪問看護サービス(以下、「サービス」といいます。)の利用に関して次の通り、契約を結びます。

第1条 (目的)

事業者は、介護保険法、健康保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として、訪問看護サービスを提供します。

第2条 (契約期間)

この契約の契約期間は、介護保険の場合、契約締結日から利用者の要支援認定又は要介護認定の有効期限の満了日までとします。医療保険の場合、契約締結日からサービスが必要でなくなった日までとします。

- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに利用者から、更新拒絶の意思表示がない場合にはこの契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとし、
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間満了日の翌日から更新後の要支援認定又は要介護認定有効期間の満了日までとします。

第3条 (運営規程の概要)

事業者の運営規程の概要(事業の目的、職員の体制、サービスの内容等)、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

第4条 (訪問看護計画の作成・変更)

事業者は、主治医の指示、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて訪問看護計画を作成し、訪問看護計画作成後も当該実施状況の把握に努めます。

- 2 訪問看護計画には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定するサービスの目的に従い、訪問看護計画の変更を行います。
 - (1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合。
 - (2) 利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合。
- 4 事業者は、訪問看護計画を作成し、又は、変更した際には、これを利用者及びその後見人又は家族に対して説明し、その同意を得るものとし、
- 5 サービスの内容を変更した場合、利用者と事業者とは、利用者が変更後に利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

第5条（主治医との関係）

事業者は、サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。

- 2 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

第6条（訪問看護師）

事業者は、利用者のため、事業所の訪問看護師が利用者に対してサービスを提供します。

- 2 事業者は事業所の訪問看護師を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行います。
- 3 利用者は事業者に対し、いつでも事業所内の訪問看護師の変更を申し出ることができます。

第7条（サービス内容及びその提供）

事業者は、事業所の訪問看護師を派遣し、契約書別紙サービス内容説明書に記載した内容のサービスを提供します。

- 2 事業者は、利用者のサービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。
- 3 利用者は、当該利用に関するサービス実施記録の複写物の交付を毎月郵送にて受け取り、サービス実施記録の内容を確認しているものとします。

第8条（サービスの中止）

利用者は事業者に対し、医師の指示により、サービスの必要性がないと判断された場合、料金を負担することなくサービス利用を中止する事が出来ます。

第9条（協力義務）

利用者は、事業者が利用者のためサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第10条（苦情対応）

事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供したサービスについて利用者、利用者の後見人又は利用者の家族から苦情の申立がある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

第11条（緊急時の対応）

事業者は、現にサービスの提供を行っている時に利用者に容態の急変が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

第12条（費用）

事業者が提供するサービスの利用単位ごとの利用料その他の費用は別紙記載いたします。

- 2 利用者はサービス対価として、月毎に算定された利用者負担額を事業者に支払います。
尚、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更となった場合は関係法令に従って改定後の金額が適応されます。
- 3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 4 事業者は、事業者の通常の事業の実施地域以外にある利用者の居宅を訪問してサービスを行う場合には、それに要した交通費の支払いを利用者に請求することができます。
- 5 事業者は、利用者が正当な理由もなくサービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、重要事項説明書に記載しているキャンセル料の支払いを求めるともあります。

第13条（秘密保持）

事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人又は、その家族の秘密を漏らしません。

- 2 事業者及びその従業員は、サービス担当者会議等において、利用者及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することはできません。

第14条（契約の終了）

利用者は事業者に対して、7日の予告期間を置いて文書で通知する事により、この契約を解約する事ができます。

- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知する事により、直ちにこの契約を解約する事ができます。
 - ① 利用者の病変、急な入院等でやむを得ない事情がある場合
 - ② 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ③ 事業者が守秘義務に反した場合
 - ④ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ⑤ 事業者が第17条に反した場合
- 3 事業者は、以下の場合、利用者に対して、30日の予告期間を置いて理由を示した文書で通知する事により、この契約を解約する事ができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
 - ② 利用者の行動が、他の利用者又は事業者の役職員の生命・身体・健康・財産(事業者の財産を含む)に危害を及ぼし、ないしは、その危害の切迫したおそれがあり、かつ通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき
 - ③ 利用者又はその家族等による、事業者の役職員や他の利用者等に対するハラスメントにより、事業者と利用者との信頼関係が著しく害されサービスの継続に支障が及んだとき
 - ④ サービスの実施に際し、利用者又はその家族等が、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その

結果、サービスを継続しがたい事情を生じさせた場合

- ⑤ その他、利用者又はその家族等が事業者の役職員や他の利用者に対して背信行為を行った場合
 - ⑥ 利用者またはその家族が第 17 条に反した場合
- 4 事業者は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって利用者の居宅サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。
 - 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第 15 条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供における事故発生時の対応、及び事故防止のために諸種の取り組みを行います。

- 2 事業者は、事故が発生し、利用者の生命・身体・健康・財産に損害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、以下の通り対応します。
 - ① 直ちに必要な措置を講じる
 - ② 速やかに利用者の家族及び地方自治体の関係部署に連絡・報告を行う
- 3 事業者は、前項の事故により損害が発生し、それが事業者の責めに帰すべき事由による場合には、速やかに利用者に対して損害の賠償を行います。ただし、利用者やその家族側に故意又は過失がある場合には、損害賠償額を減ずることがあります。
- 4 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

第 16 条 (利用者代理人)

利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

- 2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

第 17 条 (反社会的勢力の排除の確認)

事業者と、利用者とは、それぞれの相手方に対し、次の事項を確約します。

- 1 自らが暴力団・暴力団関係者若しくはこれに準ずる者又は構成員(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと
- 2 自らの役員(業務を執行する社員・取締役又はこれらに準ずる者をいいます。)又はその家族が反社会的勢力ではないこと
- 3 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の行為又は業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ③ サービス提供の場所を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為

第 18 条 （協議事項）

利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法、健康保険法等の関係法令その他法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

第 19 条 （裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

重要事項説明書

〈令和7年1月1日現在〉

1. 事業者(法人)の概要

名称・法人種別	株式会社アンビシヤス
代表者名	代表取締役 江川 昇
所在地・連絡先	札幌市中央区南6条西8丁目5 (電話)011-595-8192 (FAX) 011-595-8193

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	アンビシヤス訪問看護ステーション
所在地・連絡先	(住所)札幌市中央区南6条西8丁目5 (電話) 011-522-8121 (FAX) 011-551-1201
サービスの種類	訪問看護及び介護予防訪問看護
事業所番号	0160190435
管理者名	金木 敦子

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		職務
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者	1	1		管理及び訪問看護兼務
看護師	8	6	2	訪問看護
准看護師	2	1	1	訪問看護

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	札幌市中央区、南区(定山溪を除く)、豊平区
---------	-----------------------

※上記以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

平日、土曜日、日曜・祝日	営業時間：9:00～17:30 サービス提供時間：9:00～17:30
12/30～1/3	営業しない

3. サービスの内容

訪問看護は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき、次の内容のサービスを行います。

- ①病状・全身状態の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事及び排泄等日常生活の世話
- ④褥瘡の予防

- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテルの管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置

4. 費用

- (1) 介護保険の適用がある場合には、原則として、利用料金の1割又は2割又は3割が利用者の負担額となります。また、医療保険の適用の場合は、加入されている健康保険の割合に基づいた負担額となります。利用者の負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。（料金表別紙参照）
- (2) 加算について
病状やご希望の契約により料金が加算されます。内容や利用者の負担額については、契約書別紙・サービス内容説明書に記載し、同意に基づいて提供いたします。（別紙・サービス内容説明書参照）
- (3) 交通費
2の(3)のサービス実施地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。
- (4) その他の費用
サービス実施に必要なガス、電気、水道等は利用者のご負担となります。
- (5) キャンセル料
利用日の朝までにご連絡いただければ、無料です。
ご連絡なく、訪問看護師が伺ってしまうと、1,000円(非課税)かかります。
- (6) 利用料のお支払方法
毎月25日までに前月分の請求書を郵送致します。翌月5日までにご指定口座へご準備くださいますようお願い致します。

5. 事業所の特色等

- (1) 事業の目的
指定訪問看護事業、指定介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの訪問看護師が、次の方に対し適正な指定訪問看護を提供することを目的とします。
要介護状態または、要支援状態にある高齢者(介護保険適用)
疾病または、障害により居宅において継続して療養を受ける方(医療保険適用)
- (2) 運営方針
利用者の特性を踏まえ、その有する能力に応じた日常生活が営むことができるよう療養生活を支援して、心身の機能の維持回復を目指します。
関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。
人権擁護の理念から、人格、意向の尊重し、心身の自立を損なうことなく身体拘束の廃止にも心がけます。
個人情報保護に努めます。
- (3) 訪問看護計画の作成及び事後評価
看護師等が、利用者の直面している課題を評価し、主治医の指示及び利用者の希望を踏まえて、訪問看護計画書を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面に記載して利用者に説明の上交付します。

6. サービス内容に関する苦情相談窓口

窓口名	電話番号
当事業所	011-522-8121
北海道民健康保険連合会 苦情相談窓口（介護保険）	札幌市中央区南2条西14丁目 011-231-5175
北海道厚生局医療課（医療保険）	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎6階 011-796-5105
札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階 011-211-2547

7. 緊急時又は事故における対応方法

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。訪問看護のサービス提供に伴い、事業者は下記損害賠償補償制度に加入します。サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護事業者等へ連絡をします。（下記記載）

○確認事項

もし救急車対応となった場合に、救急隊員へ第一希望の病院を伝えますので、救急対応する病院をご記入ください。（但し、希望通りにはならない場合がございますのでご了承ください）

[緊急搬送 希望先]	[病 院 名]	[
	[電 話 番 号]	[

※必須

[緊急時 連絡先 (家族等)]	[氏名（続柄）]	[()]
	[住 所]	[
	[電 話 番 号]	[優先順位 1 : 優先順位 2 :

○緊急連絡先

連絡先	担当名	電話番号
[アンビシャス 訪問看護ステーション]	[管理者 金木敦子]	[011-522-8121]
[訪問診療先 札幌ススキノ病院]	[医 師 齋藤正信]	[011-512-2000]

8. 利用者へのお願い

サービス利用にあたりましては、介護保険証、健康保険証のご提示をお願いします。
オンライン請求資格確認の義務化に伴い、当施設では、保険証やマイナンバーカード

を随時、提示を求める場合があります。

9. 虐待の防止について 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置 を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 金木 敦子

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 虐待防止のための指針や苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報します。

10. 業務継続計画の策定等について

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護 予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

11. 身体拘束に関する事項

(1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。

(2) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

サービス内容説明書

当事業者があなたに提供するサービスは以下の通りです。

1. サービスの内容

曜日	時間帯	内容
[未定]	[未定]	[バイタルサイン測定、体調の変化・生活状況の確認、環境の変化に伴う精神面のフォロー、緊急時の訪問、主治医との連携ほか]

2. 訪問看護員

アンビシャス訪問看護ステーション管理者と事業所看護師が対応します。

3. 利用者負担額

- ・介護保険適用分の1回あたりの利用者負担額は以下表のとおりとなります。
- ・介護保険を受けられている方は介護保険利用が優先されますが、末期の悪性腫瘍や厚生労働大臣が定める疾病によっては医療保険が適応されます。

- ・介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われな
ない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき利用料の全額をお支払い下さい。
利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

3-1. 利用者負担額(介護保険)

※1 単位：10.21 円

	(訪問看護費 1)	所要時間	単位数	料金(円)	利用者負担額(円)		
					1割	2割	3割
支援 1 ・ 2	保健師・看護師が 訪問した場合	20分未満	303	3,094	309	619	928
		30分未満	451	4,605	460	921	1,381
		60分未満	794	8,107	811	1,621	2,432
		90分未満	1,090	11,129	1,113	2,226	3,339
	理学療法士等が 訪問した場合	20分	284	2,900	290	580	870
		40分	568	5,799	580	1,160	1,740
60分		794	8,107	811	1,621	2,432	
要介護 1 ～ 5	保健師・看護師が 訪問した場合	20分未満	314	3,206	321	641	962
		30分未満	471	4,809	481	962	1,443
		60分未満	823	8,403	840	1,681	2,521
		90分未満	1,128	11,517	1,152	2,303	3,455
	理学療法士等が 訪問した場合	20分	294	3,002	300	600	901
		40分	588	6,003	600	1,201	1,801
		60分	794	8,107	811	1,621	2,432

	(訪問看護費 2)	所要時間	単位数	料金(円)	利用者負担額(円)		
					1割	2割	3割
要介護 1 ～ 5	保健師・看護師が 訪問した場合	20分未満	314	3,206	321	641	962
		30分未満	471	4,809	481	962	1,443
		60分未満	823	8,403	840	1,681	2,521
		90分未満	1,128	11,517	1,152	2,303	3,455
	理学療法士等が 訪問した場合	20分	294	3,002	300	600	901
		40分	588	6,003	600	1,201	1,801
		60分	794	8,107	811	1,621	2,432

3-2. 介護保険 加算・減算項目

加算・減算項目	料金 (円)	単位数	算定要件
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1%減算		虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合。
業務継続計画未実施減算	所定単位数の 1%減算		感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合。
同一建物減算	所定単位数の 10%減算		同一敷地内建物の利用者にサービスを行う場合。
同一建物減算 開始日の属する 月から12か月 超の利用者に 介護予防訪問 看護を行った 場合	所定単位数の 15%減算 所定単位数から 1回につき5単 位を減算		同一敷地内建物の利用者50人以上にサービスを行う場合。 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行う場合（入院による中断があり、かつ、医師の指示内容に変更がある場合は、新たに利用が開始されたものとする。）
夜間早朝加算	通常料金 ×125%		6：00～8：00、18：00～22：00
深夜加算	通常料金 ×150%		22：00～明朝6：00
（予防）複数名 訪問加算（Ⅰ）	2,593		254/回
（予防）複数名 訪問加算（Ⅰ）	4,104	402/回	複数の看護師による訪問・30分未満
（予防）複数名 訪問加算（Ⅱ）	2,052	201/回	複数の看護師による訪問・30分以上
（予防）複数名 訪問加算（Ⅱ）	3,236	317/回	複数の看護師による訪問・30分未満 ※看護師等と看護補助者
（予防）長時間 加算	3,063	300/回	複数の看護師による訪問・30分以上 ※看護師等と看護補助者
（予防）口腔連 携強化加算	511	50/回	事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報提供をした場合。
（予防）専門管 理加算	2,553	250/月	専門性の高い看護師が指定訪問看護、指定介護予防訪問看護及び指定看護小規模多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理が行われている場合。
（予防）緊急時 訪問看護加算 Ⅰ	6,126	600/月	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、緊急時訪問における看護業務負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備

			が行われている場合。
(予防)緊急時 訪問看護加算 Ⅱ	5,860	574/月	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある場合。
(予防)特別管 理加算Ⅰ	5,105	500/月	利用者又はその家族に対して24時間の連絡体制を取り、利用者の同意を頂いた上で、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う体制を取っている場合。
(予防)特別管 理加算Ⅱ	2,552	250/月	以下に該当する利用者に対して計画的な管理を行った場合 Ⅰを算定する場合：在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。 Ⅱを算定する場合： ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は受けている状態。 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。 ③真皮を超える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
ターミナルケ ア加算	25,525	2,500/ 月	以下に該当する場合 ①死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施していること。 ②主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施していること。
(予防)初回加 算Ⅰ	3,573	350/月	①死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施していること。 ②主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施していること。
(予防)初回加 算Ⅱ	3,063	300/月	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、退院した日に初回のサービスを行った場合。
(予防)退院時 共同指導加算	6,126	600/回	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の利用者が退院又は退所するに当たり、訪問看護事業所の看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導を行った後に、利用者が退院又は退所され、サービスを行った場合。特別な管理を必要とする利用者については2回算定する場合がある。
看護・介護職員 連携強化加算	2,552	250/月	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の利用者が退院又は退所するに当たり、訪問看護事業所の看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導を行った後に、利用者が退院又は退所され、サービスを行った場合。特別な管理を必要とする利用者については2回算定する場合がある。
看護体制強化 加算Ⅰ	5,615	550/月	たんの吸引の必要な利用者に対して、看護職員が医師の指示のもとに計画書を作成し、訪問介護事業所の訪問介護員等に助言

			した上で、実施が確認できた場合。
看護体制強化加算Ⅱ	2,042	200/月	<p>以下を満たし、事業所が医療ニーズの高い利用者へのサービス提供体制を強化した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時訪問看護加算について、算定日が属する月の前3月間における加算を算定した利用者が全体の50%以上 ・特別管理加算をについて、算定日が属する月の前3月間における加算を算定した利用者が全体の30%以上 ・ターミナルケア加算について、 (I)算定日が属する月の前12ヵ月において5名以上算定 (II)算定日が属する月の前12ヵ月において1名以上算定 (予防)ー
(予防)看護体制強化加算	1,021	100/月	<p>以下を満たし、事業所が医療ニーズの高い利用者へのサービス提供体制を強化した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時訪問看護加算について、算定日が属する月の前3月間における加算を算定した利用者が全体の50%以上 ・特別管理加算をについて、算定日が属する月の前3月間における加算を算定した利用者が全体の30%以上 ・ターミナルケア加算について、 (I)算定日が属する月の前12ヵ月において5名以上算定 (II)算定日が属する月の前12ヵ月において1名以上算定 (予防)ー
サービス提供体制強化加算(I)	61	6/回	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時訪問看護加算について、算定日が属する月の前3月間における加算を算定した利用者が全体の50%以上 ・特別管理加算をについて、算定日が属する月の前3月間における加算を算定した利用者が全体の30%以上 ・ターミナルケア加算について、 (I)算定日が属する月の前12ヵ月において5名以上算定 (II)算定日が属する月の前12ヵ月において1名以上算定 (予防)ー
サービス提供体制強化加算(I) サービス提供体制強化加算(II)	510	50/月	<p>資格保有者や一定以上の勤続年数従業者を配置し、サービスの質が一定以上に保たれている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (I) 看護師のうち勤続7年以上の者の割合が30%以上 (II) 看護師のうち勤続3年以上の者の割合が30%以上
サービス提供体制強化加算(I)	30	3/回	<p>資格保有者や一定以上の勤続年数従業者を配置し、サービスの質が一定以上に保たれている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (I) 看護師のうち勤続7年以上の者の割合が30%以上 (II) 看護師のうち勤続3年以上の者の割合が30%以上
サービス提供体制強化加算(II)	255	25/月	
サービス提供体制強化加算(II)			
サービス提供体制強化加算(II)			

3-3. 利用者負担額(医療保険)

※医療保険は10円未満四捨五入

介護保険を受けられている方は介護保険利用が優先されますが、末期の悪性腫瘍や厚生労働大臣が定める疾病によっては医療保険が適応されます。

区分(精神科以外)(※一日につき)			料金 (円)	利用者負担額(円)			
				1割	2割	3割	
基本療養費Ⅰ	看護師等による提供	週3日まで	5,550	560	1,110	1,670	
		週4日以降	6,550	670	1,310	1,970	
	准看護師による提供	週3日まで	5,050	505	1,010	1,515	
		週4日以降	6,050	605	1,210	1,815	
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門的な研修を受けた看護師による場合			12,850				
基本療養費Ⅱ (FDH6.8居住者)	看護師等による提供	同一日に2人訪問した場合	週3日まで	5,550	560	1,110	1,670
			週4日以降	6,550	660	1,310	1,970
		同一日に3人以上訪問した場合	週3日まで	2,780	280	560	830
			週4日以降	3,280	330	660	980
	准看護師による提供	同一日に2人訪問した場合	週3日まで	5,050	510	1,010	1,520
			週4日以降	6,050	610	1,210	1,820
		同一日に3人以上訪問した場合	週3日まで	2,530	250	510	760
			週4日以降	3,030	300	610	910
基本療養費Ⅲ (利用者が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対し、その者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合に算定する料金)			8,500				

※看護師等とは、看護師、保健師、助産師を指します。

※基本療養費Ⅰ・Ⅱともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合は、週4日以降も週3日までの料金が適用されます。

※准看護師が訪問看護を行った場合は、上記の通り90/100に相当する単位を算定します。
また、居宅サービス計画上准看護師が訪問する予定になっており、事業所の都合で保健師または看護師が訪問看護を行った場合も、90/100に相当する単位を算定します。

区分(精神科)(※一日につき)				料金 (円)	利用者負担額(円)		
					1割	2割	3割
基本療養費Ⅰ 精神科訪問看護	看護師等による提供	週3日目まで	30分以上	5,550	560	1,110	1,670
			30分未満	4,250	430	850	1,280
		週4日目以降	30分以上	6,550	660	1,310	1,970
			30分未満	5,100	510	1,020	1,530
	准看護師による提供	週3日目まで	30分以上	5,050	510	1,010	1,520
			30分未満	3,870	390	770	1,160
		週4日目以降	30分以上	6,050	610	1,210	1,820
			30分未満	4,720	470	940	1,420
(同一建物居住者二名への訪問) 精神科訪問看護基本療養費Ⅲ	看護師等による提供	週3日目まで	30分以上	5,550	560	1,110	1,670
			30分未満	4,250	430	850	1,280
		週4日目以降	30分以上	6,550	660	1,310	1,970
			30分未満	5,100	510	1,020	1,530
	准看護師による提供	週3日目まで	30分以上	5,050	510	1,010	1,520
			30分未満	3,870	390	780	1,170
		週4日目以降	30分以上	6,050	610	1,210	1,820
			30分未満	4,720	480	950	1,420
建物居住者三名以上への訪問) 精神科訪問看護基本療養費(同一	看護師等による提供	週3日目まで	30分以上	2,780	280	560	840
			30分未満	2,130	220	430	640
		週4日目以降	30分以上	3,280	330	660	990
			30分未満	2,550	260	510	770
	准看護師による提供	週3日目まで	30分以上	2,530	260	510	760
			30分未満	1,940	200	390	590
		週4日目以降	30分以上	3,030	310	610	910
			30分未満	2,360	240	480	710
精神科訪問基本療養費Ⅳ(入院中の外泊時における訪問 入院中1回限り、入院中2回算定可)				8,500	850	1,700	2,550

機能強化型訪問看護管理療養費 1	月の初日の場合	12,530 円	安全な提供体制が整備されており、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている事業者が、 当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医に対して提出するとともに、 当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定。	
機能強化型訪問看護管理療養費 2		9,500 円		
機能強化型訪問看護管理療養費 3		8,470 円		
訪問看護管理療養費		7,440 円		
機能強化型訪問看護管理療養費 1	月の2日目以降	3,000 円		
機能強化型訪問看護管理療養費 2				
機能強化型訪問看護管理療養費 3				
訪問看護管理療養費				

3-4. 医療保険 加算・減算項目

	項 目	料金 (円)		項 目	料金 (円)
1	難病等複数回訪問加算 (1日2回)※	4,500	15	退院支援指導加算	6,000
2	難病等複数回訪問加算 (1日3回以降)※	8,000	16	在宅患者連携指導加算	3,000
3	24時間対応体制加算	6,400	17	乳幼児加算(1日につき)	1,500
4	緊急訪問看護加算 (1日につき)	2,650	18	看護・介護職員連携強化加算	2,500
5	訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000	19	複数名訪問看護加算/看護師等(週1日)※	4,500
6	訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000	20	複数名訪問看護加算/准看護師(週1日)※	3,800
7	特別管理加算	2,500	21	複数名訪問看護加算/看護補助者(週3日)※	3,000
8	特別管理加算(別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者)	5,000	22	複数名訪問看護加算/看護補助者(1日1回)	3,000
9	訪問看護情報提供療養費 1 (1月につき)	1,500		複数名訪問看護加算/看護補助者(1日2回)	6,000
10	訪問看護情報提供療養費 2 (1月につき)	1,500		複数名訪問看護加算/看護補助者(1日3回以上)	10,000
11	訪問看護情報提供療養費 3 (1月につき)	1,500	23	早朝・夜間訪問看護加算	2,100
12	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000	24	深夜訪問看護加算	4,200
13	長時間訪問看護加算	5,200	25	特別管理指導加算	2,000
14	退院時共同指導加算	8,000	26	ベースアップ評価料	780

※いずれも同一建物内 1名の場合の料金です。

同一建物 2人以上の料金については、下記となります。

加算名	種別	同一建物内 1人	同一建物内 2人	同一建物内 3人以上	
難病等複数回数訪問加算	1日に2回	4,500円	4,500円	4,000円	
	1日に3回以上	8,000円	8,000円	7,200円	
複数名訪問看護加算	看護師等	4,500円	4,500円	4,000円	
	准看護師	3,800円	3,800円	3,400円	
	看護補助者	3,000円	3,000円	2,700円	
	看護補助者	1日1回	3,000円	3,000円	2,700円
		1日2回	6,000円	6,000円	5,400円
1日3回以上		10,000円	10,000円	9,000円	

加算同意書

介護保険・医療保険ともに、病状やご希望の契約に応じて上記 3-2 や 3-4 記載の各種加算項目を算定させていただきます。

各種加算の項目はお身体の状態の変化がみられる際には追加・変更となる場合がございます。契約時と変更等ある場合は、事前にご連絡させていただきます。

(介護保険)

- ・同一建物減算
- ・夜間早朝加算
- ・深夜加算
- ・(予防)複数名訪問加算
- ・(予防)長時間加算
- ・(予防)緊急訪問看護加算
- ・(予防)特別管理加算Ⅰ
- ・(予防)特別管理加算Ⅱ
- ・ターミナルケア加算
- ・(予防)初回加算
- ・(予防)退院時共同指導加算
- ・看護・介護職員連携強化加算
- ・看護体制強化加算Ⅰ
- ・看護体制強化加算Ⅱ
- ・(予防)看護体制強化加算
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(医療保険)

- ・難病等複数回訪問加算
- ・24時間対応体制加算
- ・緊急訪問看護加算
- ・訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ
- ・訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ
- ・特別管理加算・早朝
- ・訪問看護情報提供療養費Ⅰ
- ・訪問看護情報提供療養費Ⅱ
- ・訪問看護情報提供療養費Ⅲ
- ・在宅患者緊急時等カンファレンス加算
- ・長時間訪問看護加算
- ・退院時共同指導加算
- ・退院支援指導加算
- ・在宅患者連携指導加算
- ・乳幼児加算
- ・看護・介護職員連携強化加算
- ・複数名訪問看護加算
- ・夜間訪問看護加算
- ・深夜訪問看護加算
- ・特別管理指導加算

個人情報同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報については、その利用目的(主治医、担当ケアマネージャー、他サービス連携、及び行政機関)の範囲内で使用することに同意します。

【個人情報保護に関する取扱いについてのお知らせ】

事業者は、利用者が安心してサービスを受けられるように利用者の個人情報の取り扱いに万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問い合わせ下さい。

○個人情報の利用目的について

当事象所では、利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。

これら以外の利用目的で使用する場合は、改めて利用者の同意をいただくように致します。

○個人情報の訂正・利用停止について

当事象所が保有している利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応致します。

○個人情報の開示について

ご自身のサービス記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出ください。なお、開示には手数料がかかりますのでご了承ください。

○相談窓口の案内

ご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

【法人における利用者の個人情報の利用目的】

サービスを実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

○訪問看護ステーション内での利用

- ・利用者に提供する訪問看護サービス(計画・報告・連絡・相談)
- ・医療保険・介護保険請求等の事務
- ・会計・経理等の事務
- ・事故等の報告・連絡・相談
- ・利用者への看護サービスの質向上(ケア会議・研修等)
- ・その他、利用者に係る事業所の管理運営業務

○他の事業所への情報提供

- ・主治医の所属する医療機関、連携機関、利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携(ただし、サービス 担当者会議等への情報提供は利用者に文書で同意を得ます。)照会への回答
- ・その他の業務委託
- ・家族等介護者への心身の状況説明
- ・審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

○その他上記以外の利用目的

- ・サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・訪問看護ステーションで行われる学生への実習への協力
- ・学会等での発表(原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます。)

————— 契約をする場合は、以下の確認をする事 —————

当事業者は、利用契約書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの内容及び重要事項の説明をしました。この契約の成立を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印または署名して各一通を保有します。

契約締結日 [令和 年 月 日]

事業者 住所 北海道札幌市南区澄川四条三丁目5番3号
法人名 株式会社アンビシヤス
事業所住所 札幌市中央区南6条西8丁目5
事業者名 アンビシヤス訪問看護ステーション
(事業所番号) 0160190435
代表者 代表取締役 江川 昇 ⑩

説明者 職名 管理者
氏名 金木 敦子 ⑩
(説明者は、記名押印 または 署名(署名の場合押印不要)を行う)

上記内容の説明を受け、了承致しました。

私は、訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの内容及び重要事項の説明を受け、この利用契約書に基づく訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの利用を申し込みます。また事業所が、私及び家族等の個人情報を使用することに同意します。

利用者 住所
氏名 _____ ⑩

御家族 住所
氏名 _____ (続柄) ⑩

御家族 (代筆者) 住所
氏名 _____ (続柄) ⑩]